

第2章

国民投票における投票行動規定要因

ーボリビア 2006年県自治国民投票における投票行動ー

舟木 律子

要約：本稿は、ボリビアにおける「下から」の国民投票の投票行動規定要因を明らかにすべく、まず関連の先行研究を検討することを目的とする。

はじめに、ラテンアメリカにおける国民投票の実施状況について概観し、次にボリビアにおける「下から」の国民投票（2006年県自治国民投票）の概要を述べる。その後、同事例に関する先行研究についてごく簡単に触れた上で、ボリビア以外の事例について扱った定量的アプローチの先行研究を参照する。そこから、4つの仮説：政党支持・短期的賛成／反対運動・アイデンティティ・政治リーダーへの支持について確認する。また2008年LAPOPのデータに基づく分析報告を参照し、アイデンティティと政治リーダーへの支持といった変数の影響について確認する。最後に今後の研究の方向性を示す。

キーワード： 直接民主制 国民投票 投票行動規定要因 ボリビア 自治権

はじめに

本研究の目的は、国民投票における投票行動の規定要因を明らかにすることである。また中間報告書としての本稿の目的は、上述の研究目的に関する先行研究の検討を行い、今後の研究の方向性を定めていくことである。

世界的に見れば、国民投票はヨーロッパ諸国において地域統合の是非や離婚・中絶・エネルギー政策・安全保障等の個別の政策をめぐる盛んに実施されてきた（Gallagher and Uleri[1996]; 高橋[2009]）。また、アフリカ諸国においては、ヨーロッパ諸国における位置付けと異なり、多くは政治体制の転換期の最終段階において、実質的に新体制を追認するための正当化の道具として国民投票が実施されてきた（岩田[2011]）。アジア諸国においては、国民投票の経験はさほど多くはないものの、日本においても

2010年からは憲法改正国民投票法が施行され、ひとつの政治参加への経路としての可能性が開かれている。

ラテンアメリカ諸国の状況を見てみると、1990年代以降、憲法改正等の争点をめぐる国民投票が顕著に増加してきた。ソバットのまとめによれば、域内において1980年代に実施された国民投票は9回であったのに対し、1990年代には19回と倍増している（Zovatto[2004: 28]）。この背景には、代表制民主主義が機能不全に陥った新自由主義期に有権者の不満が鬱積し、ポスト新自由主義期において、より直接的政治参加を求める動きへとつながったことが想起される。そのような不満が、政治体制の過渡期においては社会運動組織による直接抗議行動の原動力となり、同時に各国政府が国民投票あるいは制憲議会という政治参加への経路の拡大を図る誘因となったと考えられる。

ここで、本稿で取り上げる国民投票の分類を確認しておこう。国民投票を含む直接民主主義の参加制度は、大きく「上から」のプロセスか、「下から」のプロセスかに分けられる。「上から」とはすなわち大統領や議会またはその双方が国民投票の実施に必要なプロセスを始動させる場合を指し、「下から」とは、有権者の側が所定の手続きに則って国民投票の実施を要請する場合を指す。ソバットのまとめによれば、ラテンアメリカに民主化の第三の波が押し寄せた1978年から2003年までの25年間に、域内10カ国において32回の国民投票が実施されている。そのうち3分の2は「上から」、残る3分の1が「下から」のプロセスであった（Zovatto[2004: 29]）。

国民投票が「上から」実施される場合、ラ米においては「委任型民主主義（delegative democracy）」の装置としての使用が懸念されてきた（Altman[2005: 211]）。ペルーのフジモリ（Alberto Fujimori）政権やベネズエラのチャベス（Hugo Chávez）政権などの事例がその際引き合いに出される。ただし、域内をより長いスパンで見れば、「上から」であっても必ずしも政府の正当化のための道具にはならなかった事例も存在する¹。たとえばチリのピノチェト（Augusto Pinochet）政権による信任投票（1988年）やエクアドルの民主化の契機となった1978年の憲法改正国民投票などの事例である（Altman[2005: 219]）。また、ポスト新自由主義期に限定した場合においても、「上から」の国民投票が委任型民主主義の装置として機能するかどうかは、慎重な分析を要する。コロンビアのウリベ（Álvaro Uribe）政権とボリビアのメサ（Carlos Mesa Gisbert）政権が実施した国民投票を比較分析したブリュアーによれば、大統領が国民投票を主導した場合においても、その期待通りの結果を導けるか否かは、制度と政治状況に関する4つの変数（国民投票の手続きに関する憲法規定、投票率規定、国会の選好配置、平均的有権者の選好）の相互作用によって規定されるとの見解を示している（Breuer [2008]）。

一方「下から」の国民投票については、実施回数自体が限られていることもあり、

研究蓄積も限定的である。ソバットが対象とした民主化後 2003 年までに「下から」の国民投票を実施した国の内訳をみると、ウルグアイとコロンビアのみで、8 回中 7 回がウルグアイにおける事例である。またウルグアイで実施された 7 回の国民投票は法的拘束力を有するものであったが、コロンビアの事例は、結果的にはこれによって 1991 年の憲法改正が導かれたものの、当初はアドホックな学生運動によって主導された法的拘束力のない国民投票であった (Zovatto[2004: 29])。ただし、ソバットが対象とした期間の後にも、2004 年にはベネズエラにおいてチャベス大統領のリコールをかけた国民投票が実施され、2006 年にはボリビアにおいて県レベルの自治の是非を問う国民投票が実施されている。

1. 事例の概要：ボリビアにおける「下から」の国民投票

本研究では、ボリビアにおいて 2006 年に実施された「下から」の法的拘束力のある国民投票を取り上げる。ポスト新自由主義期の政治参加のチャンネルとして国民投票が増加した背景に、新自由主義期における間接民主主義の機能不全への不満があったことを冒頭で挙げたが、そこで運用が拡大した国民投票においても「上から」と「下から」のプロセスがあるとすれば、「下から」のプロセスの方がより有権者の意思を直接的に政治システムにインプットする機能を果たすことが期待されるからである。特に、ベネズエラやボリビアなど、実施回数は限られているものの、ポピュリスト的性格をもつ左派政権が台頭した国家における「下から」の国民投票がいかんにして実現し、またそこで有権者はどのように参加したのかを明らかにすることの意義は大きい。

本稿で取り上げるボリビアは、ラテンアメリカの中でも国民投票の導入が遅かった国のひとつである。しかし、2004 年になって初めて天然ガス政策をめぐる国民投票が実施されて以来、2006 年の県自治の是非、2008 年の県自治憲章の是非（非公式）、同年、大統領・副大統領および県知事の信任／不信任、2009 年の新憲法の是非など、国家の重要課題に関する国民投票が既に 5 回実施され、ポスト新自由主義期の特徴的な政治参加の一形態として定着した (Zovatto[2007])。

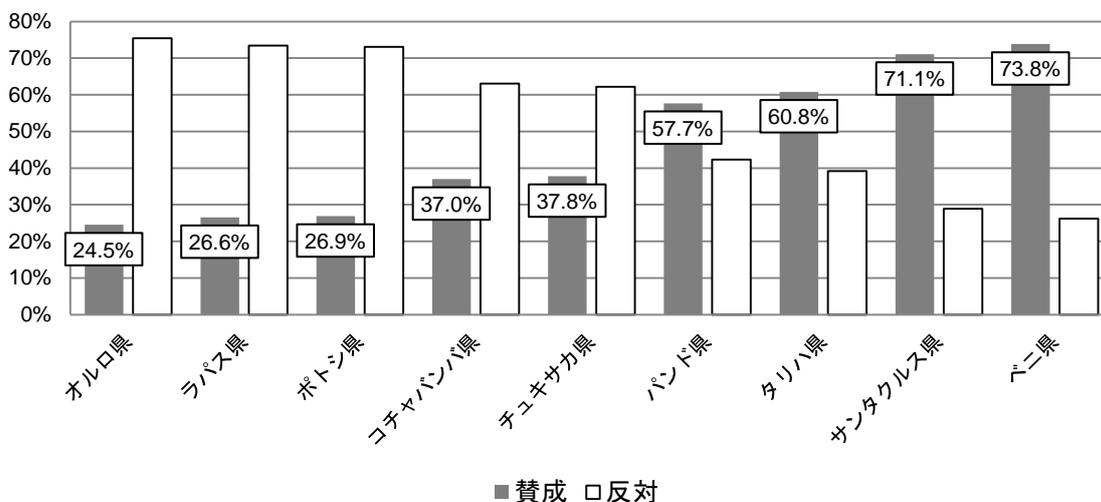
(1) ボリビア 2006 年県自治国民投票の概要

県自治の是非を問う 2006 年 7 月の国民投票は、ボリビアで実施された国民投票のうちで唯一「下から」の法的拘束力を持つものである。ボリビアでは 2004 年 7 月に国民投票法が制定され、全国・県・市町村レベルの 3 つのレベルにおいて、有権者の直接投票による意思決定のしくみが導入された。同法において、国民投票（住民投票）を要請できるのは、大統領および議会（出席議員の 3 分の 2 の賛成を要する）、そして有権者（全国の場合では有権者登録人の 6%、県では同 8%、市町村では同 10%の署名

を要する)と定められている(法令第 2769 号: *Ley del Referéndum*, 2004)。これに基づき、分権化を要求するサンタクルス県の市民委員会(Comité Cívico de Santa Cruz)を中心とした地方の政治経済団体——サンタクルス県議員団、東部農牧会議所(Cámara Agropecuaria del Oriente: CAO)、サンタクルス商工会議所(Cámara de Industria y Comercio: CAINCO)——が動き、2005年2月には、必要とされる28万人を10万人以上も上回る42万1000人の署名をもって国民投票の実施を要請した(Sivak[2007: 32])。

当時、ボリビアでは2003年10月のガス戦争によって退任したサンチェス・デ・ロサダ(Gonzalo Sánchez de Lozada)大統領の後を引き継いだ副大統領のメサ暫定政権の下、制憲議会の開催を求める社会主義運動党(Movimiento Al Socialismo: MAS)を中心とする左派勢力と、県自治の拡大を求める東部4県(タリハ県、サンタクルス県、パンド県、ベニ県)の市民委員会を中心とする右派勢力の対立が存在した。東部からの自治拡大要求に対して、メサはこれを制憲議会において扱うことが妥当だと考えていたが(*El Deber*, 25 de enero de 2005)、制憲議会を実現する前に社会勢力の圧力により辞任に追い込まれている。後を継いだ当時の最高裁裁判長のロドリゲス(Eduardo Rodríguez Veltzé)暫定政権の下において、大統領選挙と県知事選挙が2005年12月に同時開催されること、また、同選挙によって誕生する新政権の下で県自治国民投票と制憲議会議員選挙が同時開催されることが決定した(*El Deber*, 5 de julio de 2005)。この暫定政権時に決定していた日程に従い、2006年1月に誕生したモラレス(Evo Morales) MAS 政権の下、同年7月には県自治国民投票と制憲議会議員選挙が開催された。結果は、全国では県自治賛成42.4%、反対63.6%と反対が上回ったが、各県毎で見れば東部4県で賛成派が勝利した(図1)。

図1 ボリビア 2006年県自治国民投票結果(県別)



(出所) Corte Nacional Electoral[2006]より筆者作成。

この結果の解釈をめぐっては、全国レベルの結果を尊重すべきであるとするモラレスと県毎の結果を尊重すべきであるとする東部 4 県の間で対立があったもの (Salazar[2008: 19]; Mayorga[2007: 7-8])、最終的には県自治国民投票に関する規定に従い各県毎の結果が尊重され (法令第 3365 号: *Ley de convocatoria a Referéndum Nacional Vinculante a la Asamblea Constituyente para las Autonomías Departamentales*, 2006)、東部 4 県の投票結果は具体化に向けて制憲議会で議論されることとなった。

(2) ボリビア 2006 年県自治国民投票に関する先行研究

国民投票における投票行動の規定要因は何であるかという本研究の問いに関して、ボリビアの同事例を扱った先行研究では、明確な言及はほとんど見当たらない。基本的にこれらの先行研究の問題関心は事象の因果関係を追究するよりも、記述的に事実の経過を追い、その上で研究者独自の解釈や評価を加えるスタイルが主流となるためである。その中で、それぞれの出来事の因果関係は、事実として報道される情報から組み立てられ説明される (Mayorga[2007]; Breuer[2008]; Salazar[2008]; Ugglá[2008]; Welp[2009])。たとえば、国民投票の結果に言及する際には、大統領・与野党・地方政治経済団体・左派系社会運動組織が県自治の拡大の賛否をめぐってどのように配置していたのか、また、それぞれの陣営がどのような賛成・反対運動を展開したのかという点が記述される (Mayorga[2007]; Salazar[2008]; Ugglá[2008]; Welp[2009])。そのような記述からは、有権者は自分の支持する政治家または政治社会経済組織からの呼びかけに従って投票行動を決定する、というひとつの推論が前提とされていることが読み取れる。だが、それ以外の潜在的要因も存在する中で、この要因がどの程度重要であったのかという点についての注意はほとんど払われていない。そこで次に、ボリビア以外の事例も含めて実証的アプローチの先行研究を参照することにする。

2. 国民投票における投票行動規定要因

国民投票における投票行動の規定要因は何か。以下に、政党支持・短期的賛成／反対運動・アイデンティティ・政治リーダーへの支持の 4 つの仮説を検討する。

(1) 政党支持

まず政党支持について、ヨーロッパの事例からピアースらによる研究を参照する (Pierce, Valen and Listhaug[1983])。ピアースらは、ノルウェーとイギリスにおける EC 加盟の是非に関する国民投票について、その投票行動の規定要因を明らかにし

た。彼らの研究によれば、ノルウェーとイギリス両国において、EC 加盟の是非を問う国民投票の最も重要な投票行動規定要因は、政党支持であった。分析はサーベイデータを利用して行なわれ、政党支持以外の独立変数として、都市と農村の別を表す人口密度、言語や飲酒の習慣など両国社会における中心・周縁の社会層に特徴的な文化的要素、左右イデオロギー配置を検討している。それらの変数を投入した重回帰分析の結果、顕著な影響が確認されたのは政党支持のみであった。ただし、政党支持が国民投票において影響力を持つためには、政党が明確かつ統一的な態度をとっていることが必要であると指摘している。

ピアースらの研究と同様に、国民投票における政党支持の影響を指摘するのが、ウルグアイにおける「下から」の国民投票 7 回を対象に分析を行なったオルトマンである (Altman[2002])。オルトマンの分析は、県毎の集合データを用いた重回帰分析で、従属変数は「下から」の国民投票への支持率 (県別)、独立変数は、県毎の失業率および失業率の変化、賃金率および賃金率の変化、さらに国民投票賛成派の政党への支持率の 5 つである。その結果、政党支持のみが顕著な影響力を示し、それ以外の変数では、賃金率の変化のみが統計的に有意ではあったものの、その影響力はきわめて限定的であった。ただし、オルトマンは上述の分析と同時にパス解析を行ない、経済的要因と支持政党、さらに支持政党から国民投票における投票行動を結び付ける経路を整理している。それによれば、失業や賃金などの経済的要因は政党支持に対して直接的影響を与えており、政党支持を通して間接的に国民投票の投票行動に影響するという構図であった。

オルトマンはさらにウルグアイにおいて「下から」の国民投票が成功する、すなわち政府側が敗れ市民側が勝利するのはいかなる条件の下においてなのか、という問いを立て、質的比較分析によってこれを明らかにしている (Altman[2011])。分析の対象は、ウルグアイにおいて「下から」の国民投票が行なわれた 13 回のケースである。その結果、次の 2 パターンの条件の組み合わせにおいて、ウルグアイにおける「下から」の国民投票が成功していたことを示した。第 1 のパターンが、経済的問題が争点として問われていること、市民側の目的は現状維持であること、さらに実質賃金の減少が見られること、国民投票を主導する強いロビー団体もしくは組合組織が存在すること、の 4 つの条件の組み合わせである。第 2 のパターンが、経済的問題が争点として問われていること、国民投票が選挙と同時開催であること、さらに実質賃金の上昇が見られること、国民投票を主導する強いロビー団体もしくは組合組織が存在すること、の 4 条件の組み合わせである。直接的な投票行動の規定要因としては、経済的要因の影響はほとんどなかったが、このような多角的分析視覚を通してみると、経済的要因も看過できない。また、国民投票を主導する強いロビー団体もしくは組合組織の存在が重要であったことから、次に見る短期的賛成・反対運動の重要性をも示唆し

ている。いずれにせよ、このような多角的分析視覚を組み合わせることでより立体的な事象の理解が可能となる。本研究においても、直接的な投票行動規定要因を追究するあまり、それ以外の重要な環境要因を見落とすことがないように注意を払いたい。

(2) 短期的賛成／反対運動

次に見るのは、国民投票においては、短期的賛成／反対運動が重要な投票行動規定要因であるという仮説である。ルドゥックとパメットは 1992 年にカナダで実施されたシャーロットタウン協定 (Charlottetown Accord) への賛否を問う国民投票 (1992 年) に関してサーベイを行ない、これを統計分析している (LeDuc and Pammet[1995])。シャーロットタウン協定とは、ケベック州が「独自の社会 (distinct society)」であることを認めることや、連邦政府に対する全ての州政府の権限を強化する等の憲法改正案をまとめたものである。

彼らの分析結果を要約すると、国民投票において有権者の投票行動を規定した要因は、カナダにおける選挙時の投票行動規定要因とほぼ共通する変数であった。すなわち、政党支持・政治リーダーへの信頼・争点態度・集団利益・短期および長期の選挙運動 (賛成／反対運動) の影響である。ただし、その中でも対象となった国民投票においてとりわけ重要な影響を与えていたのは、短期的な賛成／反対運動の効果であったと結論される。

この結論を導くにあたって、彼らは実際の賛成／反対運動がどのように展開されたのかをまず詳細に記述し、合わせてサーベイデータから、政党支持・リーダーへの信頼・争点態度・集団利益・社会的属性などの独立変数に関して、まず項目ごとに賛成／反対との相関分析あるいは因子分析をし、最後に全ての独立変数を投入して重回帰分析を行なっている。その結果、シャーロットタウン協定の具体的項目そのものに対する態度 (賛成／反対)、憲法改正が実現すれば影響を受けることが予想される集団利益がどのように認知されていたのか (どのグループが憲法改正によって利益を得ると認識しているか: ケベック州、先住民、オンタリオ州、カナダ大西洋州、ケベック州外の仏語話者、女性、西部カナダ人、ケベック州内の英語話者)、また協定の内容を国民に受け入れてもらうべく広く呼びかける役割を担っていた政治リーダーへの信頼／不信といった変数の影響が大きかったことを明らかにした。この結果が、短期的賛成／反対運動の影響として解釈される。

(3) アイデンティティ

次に、上記の研究と同様にカナダの事例から、国民投票の投票行動を直接の分析対象としてはいないが、国民投票の結果との密接な関係が予想されるケベック州の主権 (sovereignty) 支持要因を分析したハウウエの研究を参照する。ハウウエは、従来考

えられていた主権支持の3つの要因、すなわちケベック・アイデンティティ、主権確立によるケベック経済への影響予測、主権確立によるケベックのフランス語への影響予測のうち、真に重要な影響を及ぼしているのはアイデンティティのみであると指摘する(Howe[1998])。分析にはサーベイデータを用い、従属変数として、ケベックの主権をどの程度支持しているか(5段階尺度)、独立変数としては、ケベック・アイデンティティ(ケベックへの感情温度－カナダへの感情温度)、ケベック州の主権確立による個人の生活水準の変化予測(悪くなる／変わらない・良くなる)、ケベック州の主権確立によるケベック州におけるフランス語の状況についての変化予測(悪くなる／良くなる)を設定し、それぞれの独立変数と従属変数の単回帰分析と全ての独立変数を同時に投入した重回帰分析の結果を比較している。その結果、経済予測とフランス語への影響予測は、ケベック・アイデンティティによるバイアスを受けていることを指摘している。

(4) 政治リーダーへの支持

ここで、国民投票ではなく、選挙時の投票行動規定要因の先行研究にも少し触れておきたい。取り上げるのは、ラ米における選挙時の投票行動の説明を試みたエチェガライの研究である。エチェガライは、1982年から1994年までに域内で実施された大統領選挙のうち、サーベイデータが入手可能であった30回の選挙(アルゼンチン、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、メキシコ、ニカラグア、ペルー、パナマ、ウルグアイ、ベネズエラの15カ国)について分析を行なった。分析は独立変数として、大統領の人気(popularidad)―変数として用いられているのは大統領の業績評価―、政党支持、インフレ率、GDP成長率を投入し、従属変数として選挙実施時の政権与党／与党連立政党の有効得票率を設定した重回帰である。その結果、大統領の人気のみが統計的に有意であった。ここからは、ラ米において大統領の人気を左右する要素には、経済パフォーマンス以外のもものが多分に含まれており、有権者の投票行動を規定する要因として大統領の人気それ自体が重要であることがわかる(Echegaray[1996])。こうしたラ米の選挙における投票行動の傾向は、国民投票においても同様に表れてくる可能性が考えられる(LeDuc and Pammet[1995])。この点に関しては本研究で後に検討することとしたい。

3. LA POP 2008

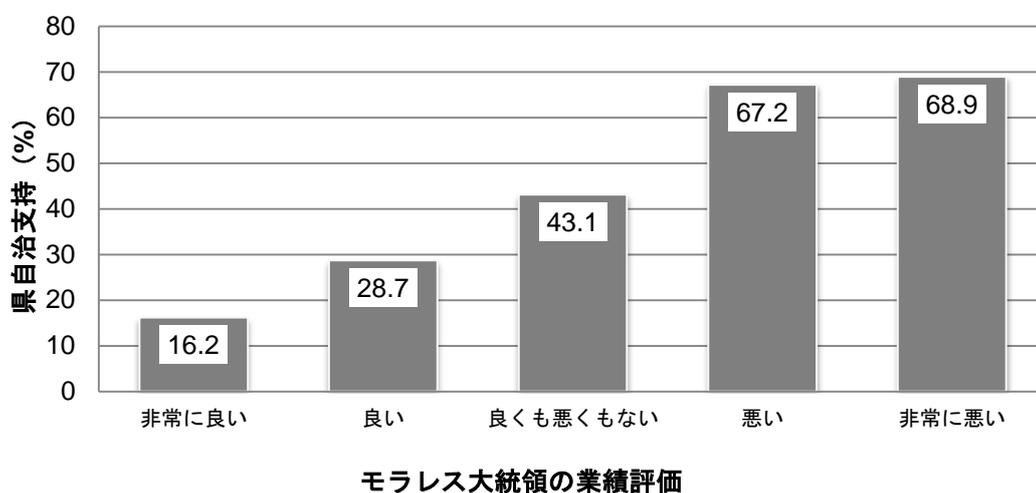
これまでに見てきた先行研究では、主にサーベイデータが用いられていた。ポリビアにおいて利用可能なサーベイデータとしては、ラテンアメリカ世論調査プロジェクト(LA POP)が挙げられる。2008年のLA POPには県自治に関する質問項目が設け

られており、これに関する分析レポートも提出されている。ここではそれらの中から、本研究の問いに最も近い問題関心に基づいたバルガスの研究を参照する (Vargas[2008])。

バルガスは、県自治への態度に関して、様々な変数との関係からその要因を検討している。それらの変数のうち「中央政府への信頼」、とりわけ「大統領モラレスの業績評価」(図2)が高いほど、県自治に対する肯定的認識にマイナスの影響を与えることを指摘する²。また、県自治に対する肯定的認識にプラスの影響を与える変数として、「カンバ(ボリビア東部出身者の俗称)アイデンティティ」、「豊かさ(家財所有状況)」、「教育水準」を挙げている (Vargas[2008: 186-187])。

アイデンティティは、先に取り上げたケベックの主権支持に関するハウウェの研究でも指摘されていた要因である。また、大統領選挙を分析したエチェガライの研究、あるいは短期的賛成/反対運動の影響を指摘したピアースらの研究でも指摘されたように、モラレスという政治リーダーへの支持が県自治支持にマイナスの影響を与えた要因として重要であったことも確認できる。豊かさや教育水準といった変数が県自治支持に結びついていたメカニズムについては、これらの変数が直接的に県自治支持へ繋がっているのか、何か他の要因を経由しているのか、慎重な分析が必要だろう。

図2 大統領業績評価の県自治支持への影響



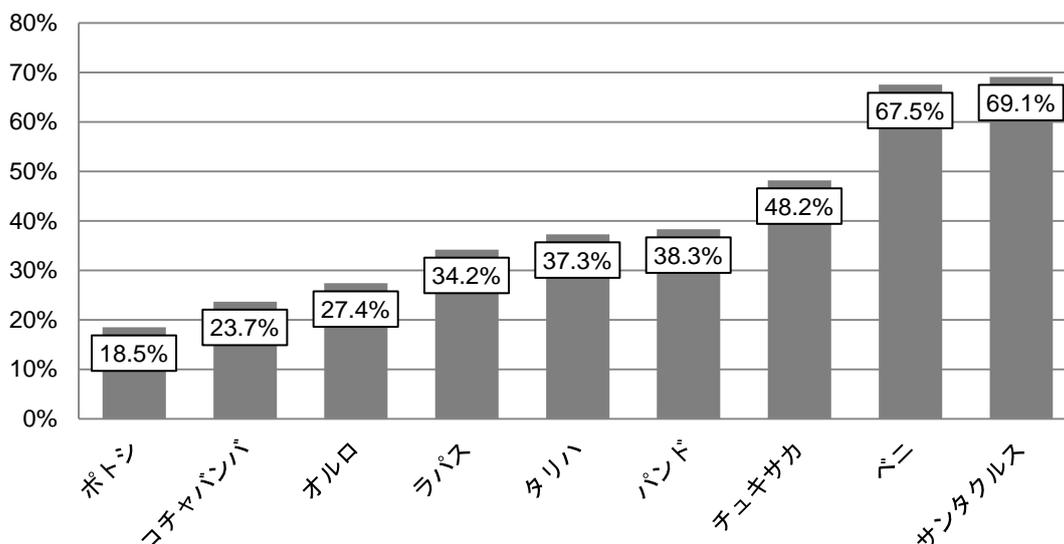
(出所) Vargas[2008: 187]より筆者作成。

(注) 出典元に記載された95%信頼区間は省略。

また、バルガスは分析の中で、県自治支持に関して従来広く考えられてきたような地域 (región) という要因、具体的には西部対東部の対立軸の影響が実際には限定的であると指摘している。その根拠として提示されるのが、県自治に対する肯定的認識

の県別のデータである。図 3 に示したとおり、従来県自治拡大運動を推し進めてきたサンタクルス県、ベニ県、パンド県、タリハ県の東部 4 県のうち、前の 2 県については 7 割近くが肯定的認識を有しているものの、後の 2 県について見れば、県自治に肯定的認識を有する人が 4 割にも満たない (Vargas[2008: 200])。しかし、改めて図 1 の県自治国民投票の結果と比較すると、パンド県とタリハ県の県自治に対する支持はやはり過半数を超えていたのであり、サーベイデータのサンプリングによるズレのためか、国民投票実施からサーベイが実施されるまでの期間に何らかの変化が起こったためか、あるいは県自治に対して肯定的認識を有していなくても国民投票では県自治に賛成票を投じる何らかの要因が存在したのかは定かではないが、このデータを利用するにはこうした限界があるということを念頭に置いておく必要があるだろう。

図 3 県自治に対する肯定的認識



(出所) Vargas[2008: 200]より筆者作成。

(注) 出典元に記載された 95%信頼区間は省略。

むすび

本稿では、ボリビアにおける「下から」の国民投票の投票行動規定要因を明らかにすべく、関連する先行研究を検討した。定量的アプローチの研究を中心に、4 つの仮説、政党支持・短期的賛成／反対運動・アイデンティティ・政治リーダーへの支持について確認した。また 2008 年 LA POP のデータに基づく分析報告からは、アイデンティティと政治リーダーへの支持といった変数の影響について、暫定的ではあるが、確認した。

ただし、先行研究で利用されたサーベイデータは、基本的に国民投票の直前あるいは直後に実施され、質問項目も国民投票の投票行動のメカニズムを明らかにするために緻密に設計されたものであった。これに対して LA POP のデータは、あくまで多様な問題関心のうちの一項目として県自治に関する問いが含まれており、きわめて貴重かつ有用ではあるが、調査と国民投票の実施時期にもタイムラグもあり、慎重な扱いが求められる。

そのため、今後本研究では LA POP のデータも分析材料として検討しつつも、基本的に国民投票の投票結果の基礎自治体 (municipio) レベルの集合データを用いて分析する。また、国民投票と同日開催された制憲議会議員選挙の投票結果のデータが基礎自治体レベルのデータとして活用できるため、これを用いて政党支持の影響を確かめる。他にも基礎自治体という単位で利用可能なデータから、アイデンティティ、教育指標、貧困指標等についても（時間的ズレが生じることは免れないが）、その影響を確かめる価値があるだろう。短期的賛成／反対運動の影響については、主に新聞記事に依拠した県自治国民投票への賛成／反対運動に関する主要アクターの行動をより詳細に追跡する作業を行った上で、運動による投票行動への影響を示すデータ（国民投票前の時期に実施された県自治の賛否に関する世論調査など）があればこれを活用し、他の変数とともにその重要度を検討していくこととする。

¹ オルトマンは、このような直接民主制の運用実態について、各国の政治体制を、*PolityIV* のデータに基づいて独裁体制・準民主主義体制・民主主義体制に分類し、独裁 (13/15) および準民主主義体制 (25/46) では「上から」の国民投票が成功する傾向が確認されるが、民主主義体制 (34/68) においてはそのような傾向は見られないことを明らかにしている (Altman[2005])。

² 質問文「あなたは県自治はボリビアにとってプラス (positiva) だと思いますか。それともさらなる問題を引き起こすと思いますか」(LA POP 2008 質問票: BOLANM1.)

参考文献

<日本語文献>

岩田拓夫[2011]「アフリカにおける政治体制と国民投票」(『宮崎大学教育文化学術部紀要：社会科学』No.22・23・24, 1-14 ページ)。

高橋進[2009]「イタリアーレファレンダムの共和国」(坪郷實 編著『比較・政治参加』ミネルヴァ書房 130-157 ページ)。

<外国語文献>

Altman, David[2002] “Popular initiatives in Uruguay: confidence votes on government or political loyalties?” *Electoral Studies*, No. 21, pp. 617-630.

-
- _____ [2005] “Democracia directa en el continente americano: ¿Autolegitimación gubernamental o censura ciudadana?” *Política y gobierno*, Vol. XII, No. 2, pp. 203-232.
- _____ [2011] “Uruguayan Citizen-Initiated Mechanisms of Direct Democracy as Agents of Vertical Accountability,” in David Altman, *Direct Democracy Worldwide*, Cambridge: Cambridge University Press, pp. 162-187.
- Barczak, Monica [2001] “Representation by consultation?: The rise of direct democracy in Latin America,” *Latin American Politics and Society*, Vol. 43, No. 3, pp. 37-59.
- Breuer, Anita [2008] “Policymaking by Referendum in Presidential Systems: Evidence from the Bolivian and Columbian Cases,” *Latin American Politics and Society*, Vol. 50, No. 4, pp. 59-89.
- Echegaray, Fabian [1996] “¿Voto Económico o Referéndum Político? Los determinantes de las elecciones presidenciales en América Latina, 1982-1994,” *Desarrollo Económico*, Vol. 36, No. 142, pp. 603-619.
- Feld, Lars P. and Gebhard Kirchgässner [2000] “Direct democracy, political culture, and the outcome of economic policy: a report on the Swiss experience,” *European Journal of Political Economy*, Vol. 16, pp. 287-306.
- Gallagher, Michael and Pier V. Uleri [1996] *The Referendum Experience in Europe*, London: Macmillan Press.
- Howe, Paul [1998] “Rationality and Sovereignty Support in Quebec,” *Canadian Journal of Political Science*, Vol. 31, No. 1, pp. 31-59.
- LeDuc, Lawrence, Jon H. Pammett [1995] “Referendum Voting: Attitudes and behaviour in the 1992 Constitutional Referendum,” *Canadian Journal of Political Science*, vol. 28, No. 1, pp. 3-33.
- Mayorga, Fernando [2007] “Referéndum y Asamblea Constituyente: Autonomías departamentales en Bolivia,” *Reforma y Democracia*, Núm. 37. (http://mayorga.pieb.com.bo/archivos/referendum_y_asamblea.pdf, 2013年2月26日アクセス)
- Pierce, Roy, Henry Valen and Ola Listhaug [1983] “Referendum Voting Behavior: The Norwegian and British referenda on membership in the European Community,” *American Journal of Political Science*, Vol. 27, No. 1, pp. 43-63.
- Salazar, E. Rodrigo [2008] “Bolivia: El Referéndum,” *C2D Working Paper Series*, 13. (http://www.c2d.ch/files/C2D_WP13.pdf, 2013年2月26日アクセス)
- Sivak, Martín [2007] *Santa Cruz: una tesis; El conflicto regional en Bolivia (2003-2006)*, La Paz: Plural Editores.
- Ugglá, Fredrik [2008] “Bolivia: Referéndums como armas políticas,” *II Conferencia Internacional Sobre Democracia Directa ¿Hacia dónde va la democracia en América Latina?* (<http://democraciadirectaenlatinoamerica.files.wordpress.com/2011/11/ugg>

la_2009.pdf, 2013 年 2 月 26 日アクセス)

Vargas V., Gonzalo[2008] “Controversias políticas en torno al modelo de Estado,” en Daniel Moreno ed. *Cultura política de la democracia en Bolivia 2008: El impacto de la gobernabilidad*, pp.185-205.

(<http://www.vanderbilt.edu/lapop/bolivia/2008-culturapolitica.pdf>, 2013 年 2 月 26 日アクセス)

Welp, Yanina[2009] “El referéndum contra el status quo: Análisis de Ecuador, Venezuela, Perú y Bolivia ” *Diálogos Latinoamericanos*, Núm. 16, pp. 136-155.

Zovatto, G. Daniel[2004] “Las instituciones de la democracia directa a nivel nacional en América Latina: Un balance comparado 1978-2004,” en Corte Nacional Electoral ed. *Democracia Directa y Referéndum en América Latina*.

(http://www.oep.org.bo/centro_doc/cuadernos_dia/cuaderno_dia1_democracia.pdf , 2013 年 2 月 26 日アクセス)

[2007] “Las instituciones de la democracia directa a nivel nacional en América Latina: Un balance comparado,” *Revista de derecho electoral*, Núm. 4 (Segundo Semestre).

<ウェブページ・その他>

Corte Nacional Electoral[2006] “Resultados 2006 Asamblea Constituyente Referéndum sobre Autonomías,” *Documento de Información Pública*, No. 3. La Paz.

El Deber, 25 de enero de 2005 “Mesa deja demanda autonómica para la Asamblea Constituyente.”

(http://www.eldeber.com.bo/anteriores/20050125/santacruz_10.html, 2011 年 4 月 3 日アクセス)

El Deber, 5 de julio de 2005 “El Congreso aprobó las elecciones adelantadas.”

(http://www.eldeber.com.bo/anteriores/20050705/nacional_6.html, 2011 年 4 月 3 日アクセス)